

浜松市子ども医療費助成規則の一部を改正する規則

浜松市子ども医療費助成規則（平成 9 年浜松市規則第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>浜松市子ども医療費助成規則</u> （趣旨） 第 1 条 この規則は、<u>子ども</u>の属する世帯の経済的負担の軽減を図り、もって<u>子ども</u>を安心して生み育てることができる環境の整備並びに<u>子ども</u>の健康の保持及び増進に寄与するため行う<u>子ども</u>の医療費の助成について必要な事項を定める。 （用語の定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 小・中学生 <u>学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準じるもの（以下「中学校等」という。）を卒業し、又は修了する日の属する月の末日までの間にある者（本市に住所を有し、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者その他市長が特別に必要があると認める者に限る。）のうち乳幼児以外のものをいう。</u> (3) （略） (4) <u>子ども</u> 乳幼児、小・中学生及び高校生世代をいう。	<u>浜松市こども医療費助成規則</u> （趣旨） 第 1 条 この規則は、<u>こども</u>の属する世帯の経済的負担の軽減を図り、もって<u>こども</u>を安心して生み育てることができる環境の整備並びに<u>こども</u>の健康の保持及び増進に寄与するため行う<u>こども</u>の医療費の助成について必要な事項を定める。 （用語の定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 小・中学生 <u>1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者（本市に住所を有し、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者その他市長が特別に必要があると認める者に限る。）のうち乳幼児以外のものをいう。</u> (3) （略） (4) <u>こども</u> 乳幼児、小・中学生及び高校生世代をいう。

(5) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

(6) (略)

(7) 保険医療機関等 社会保険各法の規定により医療に関する給付(食事療養に係るものを除く。以下同じ。)を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はこれらに準じるものとして市長が認めるものをいう。

(受給資格者)

第3条 この規則により医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である子どもの保護者(社会保険各法の規定により当該子どもに保険料を納付する義務がある場合、当該子どもが婚姻により成年に達したものとみなされる者である場合その他市長が特別に必要があると認める場合にあっては、当該子ども)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) (略)

(2) 子どもが児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は乳児院等に入所している場合(同法第27条第2項の規定により指定発達支援医療機関への治療等の委託をされた場合を含む。)

(医療費の助成)

第4条 市長は、子どもが疾病又は負傷により保険医療機関等で治療を受けている場合において、当該子どもに係る受給資格者に対し

(5) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。

(6) (略)

(7) 保険医療機関等 社会保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はこれらに準じるものとして市長が認めるものをいう。

(受給資格者)

第3条 この規則により医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるこどもの保護者(社会保険各法の規定により当該こどもに保険料を納付する義務がある場合その他市長が特別に必要があると認める場合にあっては、当該こども)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) (略)

(2) こどもが児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は乳児院等に入所している場合(同法第27条第2項の規定により指定発達支援医療機関への治療等の委託をされた場合を含む。)

(医療費の助成)

第4条 市長は、こどもが疾病又は負傷により保険医療機関等で治療を受けている場合において、当該こどもに係る受給資格者に対し

て次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の医療費（以下「子ども医療費」という。）を助成する。ただし、当該疾病若しくは負傷について法令等の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号若しくは同法附則第8条第1項の規定により医療費に係る災害共済給付が行われたとき又は当該子どもが診療時間（市長が別に定める時間をいう。以下同じ。）以外の時間に受診したとき（当該子どもが小・中学生又は高校生世代であるときに限る。）は、この限りでない。

(1) 入院して社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける場合（第3号から第11号までに該当する場合を除く。）

当該医療に関する給付に要する費用について社会保険各法の規定により負担すべき額から社会保険各法の規定に基づき支給される当該子どもに係る高額療養費の額（以下「高額療養費の額」という。）を控除した額

(2) 通院により社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける場合（次号から第11号までに該当する場合を除く。）

ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額

ア 当該子どもが乳幼児である場合であって、その属する世帯が市町村民税非課税世帯であるとき又は診療時間に受診したとき 当該医療に関する給付に要

て次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の医療費（以下「こども医療費」という。）を助成する。ただし、当該疾病若しくは負傷について法令等の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号若しくは同法附則第8条第1項の規定により医療費に係る災害共済給付が行われたとき又は当該こどもが診療時間（市長が別に定める時間をいう。以下同じ。）以外の時間に受診したとき（当該こどもが小・中学生又は高校生世代であるときに限る。）は、この限りでない。

(1) 入院して社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける場合（第3号から第11号までに該当する場合を除く。）

当該医療に関する給付に要する費用について社会保険各法の規定により負担すべき額から社会保険各法の規定に基づき支給される当該こどもに係る高額療養費の額（以下「高額療養費の額」という。）を控除した額

(2) 通院により社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける場合（次号から第11号までに該当する場合を除く。）

アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 当該こどもが乳幼児である場合であって、その属する世帯が市町村民税非課税世帯であるとき又は診療時間に受診したとき 当該医療に関する給付に要

する費用について社会保険各法の規定により負担すべき額から高額療養費の額を控除した額

イ ア以外の場合 当該医療に関する給付に要する費用について社会保険各法の規定により負担すべき額から高額療養費の額及び当該医療に関する給付(医師から交付された処方箋により薬局で受ける医療に関する給付その他市長が別に定める場合に受ける医療に関する給付を除く。) 1回につき500円(負担すべき額が500円に満たない場合はその額)を控除した額

(3)～(11) (略)

(受給者証の交付申請)

第5条 子ども医療費の助成を受けようとする受給資格者(浜松市重度心身障害者医療費助成規則又は浜松市ひとり親家庭等医療費助成規則による助成を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名した申請書に受給資格者の所得等についての調査に関する同意書その他市長が必要であると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長が認める場合は、これらの書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

(1) (略)

する費用について社会保険各法の規定により負担すべき額から高額療養費の額を控除した額

イ 当該こどもが小・中学生である場合
当該医療に関する給付に要する費用について社会保険各法の規定により負担すべき額から高額療養費の額を控除した額

ウ ア及びイ以外の場合 当該医療に関する給付に要する費用について社会保険各法の規定により負担すべき額から高額療養費の額及び当該医療に関する給付(医師から交付された処方箋により薬局で受ける医療に関する給付その他市長が別に定める場合に受ける医療に関する給付を除く。) 1回につき500円(負担すべき額が500円に満たない場合はその額)を控除した額

(3)～(11) (略)

(受給者証の交付申請)

第5条 こども医療費の助成を受けようとする受給資格者(浜松市重度心身障害者医療費助成規則又は浜松市ひとり親家庭等医療費助成規則による助成を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名した申請書に受給資格者の所得等についての調査に関する同意書その他市長が必要であると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長が認める場合は、これらの書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

(1) (略)

(2) 子どもの氏名及び生年月日

(3) 子どもが加入する社会保険各法の規定による医療保険の保険者の名称、記号及び番号並びに被保険者の氏名

(4) (略)

(受給者証の再交付)

第9条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給者証を損傷し、又は紛失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 子どもの氏名及び生年月日

(4) 子どもが加入する社会保険各法の規定による医療保険の保険者の名称、記号及び番号並びに被保険者の氏名

(5) (略)

(変更届)

第10条 受給者は、子どもの氏名に変更が生じたときは、速やかに変更前及び変更後の子どもの氏名を記載した届出書に受給者証その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(受給者証の提示)

第12条 受給者は、保険医療機関等で第4条第1号又は第2号に規定する子どもに係る医療に関する給付を受けようとするときは、次条第4項に該当することとなる場合を除き受給者証を提示しなければならない。

(2) こどもの氏名及び生年月日

(3) こどもが加入する社会保険各法の規定による医療保険の保険者の名称、記号及び番号並びに被保険者の氏名

(4) (略)

(受給者証の再交付)

第9条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給者証を損傷し、又は紛失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) こどもの氏名及び生年月日

(4) こどもが加入する社会保険各法の規定による医療保険の保険者の名称、記号及び番号並びに被保険者の氏名

(5) (略)

(変更届)

第10条 受給者は、こどもの氏名に変更が生じたときは、速やかに変更前及び変更後のこどもの氏名を記載した届出書に受給者証その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(受給者証の提示等)

第12条 受給者は、保険医療機関等で第4条第1号又は第2号に規定するこどもに係る医療に関する給付を受けようとするときは、次条第4項に該当することとなる場合を除き、受給者証の提示又は市長が定める方法により、こども医療費の助成を受けることができる資格について、当該保険医療機関等の確認を受けなければならない。

(助成の方法) 第 1 3 条 第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する<u>子ども医療費</u>の助成は、当該<u>子ども医療費</u> (同号アに掲げるもののうち、<u>当該子ども</u>が乳幼児である場合であって<u>その属する世帯が市町村民税非課税世帯であるとき</u>にあつては、<u>同号イ</u>に規定する額を限度とする。)を保険医療機関等に支払うことにより行う。 2 前項の規定による支払があつたときは、当該受給者に対して<u>子ども医療費</u>の助成があつたものとみなす。 3 第 4 条第 3 号から第 1 1 号までに規定する<u>子ども医療費</u>の助成は、受給者 (同条第 1 0 号又は第 1 1 号に規定する<u>子ども医療費</u>の助成にあつては、受給資格者。以下この項において同じ。)の申請により当該受給者に対して支払うことにより行う。 4 (略) 5 前 2 項の申請は、1 月分ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>子ども</u>の氏名及び生年月日 (4) <u>子ども</u>が加入する社会保険各法の規定による医療保険の保険者の名称、記号及び番号並びに被保険者の氏名 (5) (略) 6 (略) (差額の申請) 第 1 4 条 前条第 1 項に規定する方法により<u>子ども医療費</u>の助成を受けた場合で、第 4 条	(助成の方法) 第 1 3 条 第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する<u>こども医療費</u>の助成は、当該<u>こども医療費</u> (同号アに掲げるもののうち、<u>当該こども</u>が乳幼児である場合(<u>その属する世帯が市町村民税非課税世帯である場合に限る。</u>))であつて<u>診療時間以外の時間に受診したとき</u>にあつては、<u>同号ウ</u>に規定する額を限度とする。)を保険医療機関等に支払うことにより行う。 2 前項の規定による支払があつたときは、当該受給者に対して<u>こども医療費</u>の助成があつたものとみなす。 3 第 4 条第 3 号から第 1 1 号までに規定する<u>こども医療費</u>の助成は、受給者 (同条第 1 0 号又は第 1 1 号に規定する<u>こども医療費</u>の助成にあつては、受給資格者。以下この項において同じ。)の申請により当該受給者に対して支払うことにより行う。 4 (略) 5 前 2 項の申請は、1 月分ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>こども</u>の氏名及び生年月日 (4) <u>こども</u>が加入する社会保険各法の規定による医療保険の保険者の名称、記号及び番号並びに被保険者の氏名 (5) (略) 6 (略) (差額の申請) 第 1 4 条 前条第 1 項に規定する方法により<u>こども医療費</u>の助成を受けた場合で、第 4 条
---	---

第2号アに該当するとき(当該子どもが乳幼児である場合であって<u>その属する世帯が市町村民税非課税世帯であるときに限る。</u>)は、現に助成を受けた額と当該受給者が助成されるべき額との差額を次に掲げる事項を記載した申請書に前条第6項各号に<u>規定する書類を添えて申請することができる。</u> (1)～(5) (略) (第三者の行為による被害の届出) 第18条 <u>子ども医療費</u>の助成の事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、<u>当該子ども医療費</u>の助成を受けた者又は助成を受けようとする者は、速やかに次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>子ども</u>の氏名及び生年月日 (4) <u>子ども</u>が加入する社会保険各法の規定による医療保険の保険者の名称、記号及び番号並びに被保険者の氏名 (5)・(6) (略) (損害賠償との調整) 第19条 市長は、<u>子ども</u>が疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。	第2号アに該当するとき(当該こどもが乳幼児である場合(<u>その属する世帯が市町村民税非課税世帯である場合に限る。</u>))であって<u>診療時間以外の時間に受診したときに限る。</u>)は、現に助成を受けた額と当該受給者が助成されるべき額との差額を次に掲げる事項を記載した申請書に前条第6項各号に<u>掲げる書類を添えて申請することができる。</u> (1)～(5) (略) (第三者の行為による被害の届出) 第18条 <u>こども医療費</u>の助成の事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、<u>当該こども医療費</u>の助成を受けた者又は助成を受けようとする者は、速やかに次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>こども</u>の氏名及び生年月日 (4) <u>こども</u>が加入する社会保険各法の規定による医療保険の保険者の名称、記号及び番号並びに被保険者の氏名 (5)・(6) (略) (損害賠償との調整) 第19条 市長は、<u>こども</u>が疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2号様式中「浜松市小・中学生、高校生世代医療費受給者証」を「小・中学生、高校生世代医療費受給者証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の浜松市こども医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の浜松市子ども医療費助成規則の規定により交付されている乳幼児医療費受給者証及び小・中学生、高校生世代医療費受給者証は、その有効期限にかかわらず、施行日からその効力を失う。

(浜松市事務分掌規則の一部改正)

- 4 浜松市事務分掌規則（平成19年浜松市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課等の分掌事務)	(課等の分掌事務)
第3条 浜松市事務分掌条例第1条に規定する危機管理課及び前条第1項に規定する課等の分掌事務の概目は、次のとおりとする。	第3条 浜松市事務分掌条例第1条に規定する危機管理課及び前条第1項に規定する課等の分掌事務の概目は、次のとおりとする。
危機管理課～健康福祉部 (略)	危機管理課～健康福祉部 (略)
こども家庭部	こども家庭部
こども若者政策課 (略)	こども若者政策課 (略)
子育て支援課	子育て支援課
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) <u>子ども医療費</u> 及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務の総括に関すること。	(10) <u>こども医療費</u> 及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務の総括に関すること。
(11)～(13) (略)	(11)～(13) (略)
幼保支援課・幼保運営課 (略)	幼保支援課・幼保運営課 (略)
福祉事業所	福祉事業所
児童家庭課	児童家庭課
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) <u>子ども医療費</u> 及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務に関すること。	(8) <u>こども医療費</u> 及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務に関すること。
(9)～(13) (略)	(9)～(13) (略)

社会福祉課 (1)～(7) (略) (8) <u>子ども医療費</u>及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務に関すること。 (9)～(13) (略) 環境部～土木部 (略) 2 (略)	社会福祉課 (1)～(7) (略) (8) <u>こども医療費</u>及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務に関すること。 (9)～(13) (略) 環境部～土木部 (略) 2 (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部改正)

- 5 浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成２７年浜松市規則第１２４号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例別表に定める事務) 第２条 (略) ２～４ (略) ５ 条例別表の５の項の左欄に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1) <u>浜松市子ども医療費助成規則</u>(平成９年浜松市規則第７８号。以下この項において「規則」という。)第５条の規定による受給者証の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)～(8) (略) ６～８ (略)	(条例別表に定める事務) 第２条 (略) ２～４ (略) ５ 条例別表の５の項の左欄に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1) <u>浜松市こども医療費助成規則</u>(平成９年浜松市規則第７８号。以下この項において「規則」という。)第５条の規定による受給者証の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)～(8) (略) ６～８ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(あらまし)

この規則は、医療に関する給付に食事療養費を含めるとともに、小・中学生が通院により医療に関する給付を受けた場合の自己負担額を無料化するほか、所要の整備を行うもの

です。